



日・英物品役務相互提供協定(日英ACSA)



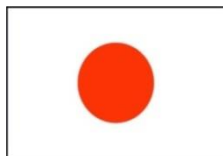
- ◆ 日・英物品役務相互提供協定(日英ACSA)は、**自衛隊と英国軍との間で物品・役務を相互に提供する際の決済手続等の枠組み**を定める協定。
- ◆ 英国から、我が国との間で安全保障面での協力が拡大していることを踏まえACSA締結の提案があり、平成26年5月の日英首脳会談において交渉開始を決定。
- ◆ 平成29年1月26日、鶴岡公二駐英大使とボリス・ジョンソン外務・英連邦大臣との間で署名。

提 供

本協定の適用対象(※)

- 自衛隊と英国軍の双方が参加する訓練のための物品役務提供【第1条1a】
- PKO、**国際連携平和安全活動**、人道的な国際救援活動、大規模災害への対処のための活動のための物品役務提供【第1条1b】
- 外国での緊急事態における自国民等の**保護措置**又は輸送のための物品役務提供【第1条1c】
- 連絡調整その他の日常的な活動のための物品役務提供【第1条1d】
- **それぞれの国の法令により物品役務提供が認められるその他の活動**のための物品役務提供【第1条1e】

自衛隊



英国軍



提 供 (※) 赤字は平和安全法制を踏まえて盛り込むもの。

提供される物品・役務の区分

食料 水 宿泊 輸送 燃料・油脂・潤滑油 被服 通信業務 衛生業務 基地活動支援 保管業務 施設の利用
訓練業務 部品・構成品 修理・整備業務 空港・港湾業務 **弾薬**(注) ※なお、武器については提供対象ではない

(注) 提供される物品について、平和安全法制の内容を踏まえ、弾薬の提供を本協定の適用対象とする。

本協定の締結によって、自衛隊と英国軍との間の緊密な協力を促進し、国際の平和と安全に対する更なる積極的な貢献を追求する活動において、自衛隊と英国軍がそれぞれの役割を一層効率的に果たすことに寄与する。